

〈指定研究〉

「未公開刑事記録の保存と公開についての総合的研究～4大逆事件関連記録の発見を端緒として～」

捨てられていく刑事司法記録たち

—和歌山県警科学捜査研究所データ捏造事件記録閲覧から—

石 塚 伸 一*

もくじ

はじめに

～データ捏造事件の刑事確定訴訟記録～

一 科学捜査研究所主任研究員データ捏造事件

- 1 閲覧に至る経緯
- 2 閲覧の経緯
- 3 第1回閲覧の結果
 - (1) 第1回公判記録
 - (2) 裁判書
 - (3) 第1回公判調書（平成25年5月13日）
 - (4) 冒頭陳述（要旨）
 - (5) 論告求刑
 - (6) 弁論要旨
 - (7) 第2回公判記録（平成25年6月13日）
- 4 第2回閲覧の結果
 - (1) 身上経歴
 - (2) 犯行に至る経緯
 - (3) 犯行状況等
 - (4) 身上

二 和歌山カレー毒物混入事件への主任研究員の関与

- (1) 和歌山カレー事件の公判記録（1～7）
- (2) 科捜研の大失態と被告人の奮起
- (3) 小括

三 「軽微」刑事確定訴訟記録の保存

- (1) 刑事確定訴訟記録等における保管・保存期間
- (2) 本件の保管期間

* 龍谷大学法学部 教授

(3) 「軽微」な刑事確定訴訟記録の運命
むすびに代えて

～短期保存記録の永久保存に向けて～

【参考資料】

(資料1) 「刑事確定訴訟記録の閲覧のお願い」

(資料2) 「閲覧一部不許可通知書」

(資料3) 「フーリエ変換赤外分光光度による鑑定結果の偽造」

(資料4) 「証拠等関係カード」

(資料5) 被告人のノート「検察官に対して話すべきこと」

はじめに ～データ捏造事件の刑事確定訴訟記録～

2013年5月9日、ネットニュースで「和歌山県警科捜研主任研究員が書類捏造」という記事を目にした¹⁾。「和歌山県警の科学捜査研究所（和歌山市）の元主任研究員が、証拠品の鑑定結果を上司に報告する際に書類を捏造した疑いがあるとして書類送検され、在宅起訴後に開かれた初公判で捏造の事実を認めた」というのだ。

事件は、2012年8月16日、県警の記者会見で第一報が伝えられた。「和歌山県警科学捜査研究所の男性主任研究員 N（当時49）が証拠品の鑑定結果を捏造した疑いがあるとして、虚偽公文書作成、同行使などの疑いで捜査を開始した」というのである。同県警によれば、「主任研究員は、交通事故の自動車運転過失致死容疑などでの捜査で、証拠品の繊維や塗膜片の鑑定結果を上司に報告する際、分析内容を示す図として、実際の鑑定ではなく、過去の鑑定の際に作った資料を流用して添付、決裁を受けた疑いがある」²⁾として、「捏造の疑いがあるのは、2010年5月から2012年6月までの資料8件」であり、2012年7月初旬に同僚の指摘で事件が発覚したのだという。記者会見の際、同県警は、主任研究員といわゆる「和歌山カレー毒物混入事件」での不正は否定した³⁾。

証拠隠滅罪および有印公文書偽造・同行使罪で起訴された被告人に対し、和歌山地方裁判所は、2013年6月13日、「職責に反して繰り返し悪質だ、捜査機関や鑑定に対する国民の信頼を損ないかねない実行」として懲役2年、執行猶予4年（求刑2年）の判決が言い渡され、判決は一番で確定している。

筆者は、判例研究の一環として、この事件の刑事確定訴訟記録を閲覧した。本稿では、この閲覧の経緯と結果を報告するとともに、本件に特有の問題点と本件のような比較的「軽微」とされる刑事事件の確定記録が廃棄されている現状の問題点について検討し、あるべき刑事記録の保存のあり方について、若干の私見を述べることにする。

一 科学捜査研究所主任研究員データ捏造事件

1 閲覧に至る経緯

上記の報道に接した筆者は、2013年9月20日、和歌山地方検察庁担当者に対し、「刑事確定訴訟記録の閲覧のお願い」（資料1）を送付した。これは『刑事確定訴訟記録法』（昭和62年法律第64号）⁴⁾（以下「記録法」という。）による正式の閲覧申請ではなく、担当係との事前の交渉である。この時点で担当者は、いろいろ理由をつけて「閲覧はできない」とか、「閲覧は難しい」など言う。ある地検では「一般の人は閲覧できません」と言われたことがある⁵⁾。この時点で諦めてしまう人も少なくない。弁

護士でも自らの担当事件に関連する別事件の記録について、諦める人もいる。まずは、担当者の意図を汲み、閲覧希望記録を特定し、その趣旨を伝えるのが良い。ジャーナリストに厳しく、常連の保険会社に優しいのが記録担当係りの常である⁶⁾。

数週間後、一部不許可部分があるが、基本的に閲覧を許可する旨の電話連絡があり、同年10月28日付けの「閲覧一部不許可通知書」（資料2）が送付されてきた。

日程を調整し、閲覧不許可部分と謄写については、閲覧後に対応を検討する旨を告げ、閲覧を実施することにした⁷⁾。

2013年11月12日、和歌山地方検察庁を訪問し、閲覧を実施した。

正式の申請書を地検の様式に従って提出する。その際、印鑑と閲覧費用の印紙が必要になるので、お忘れなきよう⁸⁾。

2 閲覧の経緯

2013年11月12日午前10時頃、和歌山地方検察庁記録閲覧係に到着し、第1回閲覧を開始することになった。机と椅子が指定され、わたしの前には事務官が常時対面で座って監視していた。「謄写は不許可」とのことだったので、「裁判傍聴の際のメモ程度」は良いか確認したところ、「然るべく」ということであったので、ノートを取り出して、内容をメモしながら閲覧を開始した。

メモが長くなると「それは謄写になります」などとの注意があったが、「要旨です」と答えて、メモを続けた。そのようなやりとりが何度かあったが、途中、お昼の休憩をとり、午後5時直前まで閲覧した。

2013年11月25日午前10時頃、和歌山地方検察庁記録閲覧係に到着し、第2回閲覧を開始した。

3 第1回閲覧の結果

一部不許可部分を除く全記録を閲覧した。その概要を以下に示す。

(1) 第1回公判記録

平成25年3月28日 平成25年（わ）第139号証拠隠滅・有印公文書偽造・同行使事件
 弁護人（私選）（主）藤井幹雄、河野ゆう
 終 局 平成25年6月13日、確定 平成25年6月14日（上訴権放棄）
 通知日 平成25年4月1日 公判 平成25年5月8日10:00
 起訴状謄本送達 平成25年3月30日
 第1回公判通知 平成4月5日（主任4月1日、被告人4月2日）

(2) 裁判書〔調書判決〕

宣 告 平成23年6月13日 和歌山地方裁判所刑事部
 裁判長 浅見健次郎 裁判官 河畑勇、森優介
 書記官 永守優佳
 弁護人 （主）藤井幹雄（私）、河野ゆう（私）
 被告人 無職 N（本籍・住所・年齢）

〔主文〕被告人を懲役2年に処する。

この裁判確定の日から4年間その刑の執行を猶予する。

〔罪となるべき事実の要旨〕 起訴状引用（公訴事実）

〔適用した罰条〕

1. 刑法104条, 155条1項, 158条1項
2. 刑法45条前段, 47条本文, 10条
3. 刑法25条1項

〔量刑の理由〕

和歌山県警本部刑事部科学捜査研究所主任研究員 公訴事実全7件

第1 証拠隠滅事件

自動車運転過失傷害被疑事件6件の微物鑑定に関し、

1. 別件データを流用して内容虚偽の決済付資料を作成し、
2. 鑑定結果の回答書とともに同研究所の決裁を受けた上、
3. これの資料等を回答書文書の写しとともに同研究所に保管させた。

第2 有印公文書偽造、同行使事件

鑑定嘱託された自動車運転過失致傷被疑事件に関し、

1. 内部決裁を受けないまま鑑定結果を回答するため、
2. その回答に用いる同研究所所長作成名義の送付書1通を偽造し、
3. これを嘱託元の警察署の職員に手交した。

引用された〔起訴状〕の要旨は、「フーリエ変換赤外分光光度による鑑定結果の偽造」(資料3)に記載の(1)平成22年4月1日付御坊警察署長嘱託(御鑑第52号)に対する回答(平成22年5月6日)、(2)平成22年8月25日付東警察署長嘱託(東鑑第347号)に対する回答(平成22年9月2日)、(3)平成23年5月12日付湯浅警察署長嘱託(湯鑑第6号)に対する回答(平成23年2月15日)、(4)平成23年10月11日付東警察署長嘱託(東鑑第516号)に対する回答(平成23年10月20日)、(5)平成23年11月15日付湯浅警察署長嘱託(湯鑑第88号)に対する回答(平成23年11月17日)、および(6)平成23年12月22日付西警察署長嘱託(西鑑第584号)に対する回答(平成24年1月3日および平成24年1月11日)である。

(3) 第1回公判調書(平成25年5月13日)

調書によれば、公判は平成25年5月8日10:00から開始された。被告人Nの人定質問の後、検察官上坂和央が起訴状を朗読し、被告人は「いずれもそのとおり間違いありません」と陳述した。弁護人も「同じ」と陳述した。引き続き検察官から、冒頭陳述が行われ、証拠調べ請求について、検察官と弁護人が意見を述べた。

被告人質問において被告人の反省と謝罪の意思を表明し、被告人の妻の情状証人、検察官の論告求刑、弁護人の最終意見陳述の後、最後に被告人が「今回、私が引き起こした事件について、内外ともに多大なご迷惑をおかけし、申し訳ございません」と述べて結審した。

第2回公判は、平成25年6月13日10:00から判決宣告となった。

(4) 冒頭陳述

検察官は、冒頭陳述において、次のように述べている。

第1「身上経歴」について

1985(昭和60)年5月に和歌山県警察本部に技官として採用され、1999(平成11)年2月主任研究員に昇進したが、本件の責任をとって、2012(平成24)年12月に依願退職している。

第2「犯行に至る経緯及び犯行状況等」について

1) 組織について

和歌山県警察本部科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）は、所長・副所長の下に化学係・法医係・庶務係の3係制をとっており、各係に主任・研究員・職員等が所属している。

2) 鑑定の手続きの流れについて

科捜研は、各所轄の所長名義の鑑定嘱託を受けて、鑑定作業を実施し、その結果について副所長・所長の決裁を経て、正式の回答となる。関連資料については、科捜研で保管する。

所長決裁は、担当職員が鑑定結果と鑑定書等を回答文書案にまとめ、科捜研副所長の決裁を経て、科捜研所長の決裁を受ける。その際、鑑定作業で得た鑑定結果等を客観的に証明するために必要な写真、分析データ等（以下「鑑定記録等」をいう。）を回答文書案とともに決裁資料とする（冒頭陳述1頁）。

回答は、送付書・決裁済み鑑定書を送付するか、電話による回答で行う。

保管については、鑑定結果の回答後は、科捜研において鑑定嘱託書や鑑定書の写し、鑑定記録等を保管する（同2頁）。

3) 人間関係について

2010（平成22）年3月の人事異動によって、先輩研究員（前化学係主任研究員）が副所長に昇進して、被告人に対する指導監督が厳しくなった。指摘に対して反感を抱いたり、不信感を持つようになり、「嫌がらせ」なのかと念慮するようになった。

4) 事件について

第1事案（2010（平成22）年4月1日～同年5月6日）の鑑定内容は、(a) 顕微鏡による検査、(b) フーリエ変換赤外分光光度計での検査、および (c) X線分析装置付き走査電子顕微鏡による検査である。

(b) 赤外線吸収スペクトルの波形データ分析では、その結果をチャート図とサーチ図を作成し、比較分析する。結果を副所長に見せたところ、「波形データの一部が不鮮明であり、測定をより丁寧にするれば、より良いデータが取れるのではないか」との指摘を受けた。再検査をしたが、やはり「不鮮明」であったため、別鑑定の際に作成した「チャード図」と差し替え、副所長に決裁を求めたところ決済が得られ、所長決裁の後、嘱託依頼のあった警察署の署長に回答した。

第2事案（2010（平成22）年8月24日）の鑑定内容は、顕微鏡およびフーリエ赤外分析であった。各鑑定資料の材質を明らかにすることが目的であったので、資料の一部を顕微鏡で検査した。チャート図は不要であると思ったので、別鑑定の際に作成した「チャート図」を挿入し、所長印を勝手に使って送付書を偽造して、嘱託依頼のあった警察署の署長に回答した。

5) 鑑定結果への影響および保管状況について

第1事案については、実際の実験（検査データ）を基に関係結果を導出しているので、結果には影響がない。なお、サーチ図及び検査結果は、決裁記録として科捜研で保管している。

第2事案については、「急いでいる鑑定なので、決裁を受けずに回答してしまおう」と思ったので、所長印を勝手に使って送付書を偽造した。

6) 発覚の経緯について

同僚の研究員が「フーリエ変換赤外線分光光度計に接続されていたコンピューターに保存されている

測定データのうち、被告人の検査と担当したものに関し、鑑定嘱託により以前に測定されたデータは用いられていることに気がつき、その後の調査により発覚したものである」。

7) 各鑑定の影響について

道交法違反6件8人と変死事件1件1人の合計7件の鑑定である。

道交法違反事件6件中、3名の被疑者は公訴を提起され有罪となった。5名は不起訴であった。結果的に、処分理由と鑑定結果とは関係がなかった

変死事件1件には事件性がなく不起訴であった。結論と検定結果とは関係がない。

(5) 論告求刑

「いずれも、被告人の当時の上司に対して一方的に反感、不信感を募らせた上、決裁時の指摘や叱責を免れるため、本件犯行に及んでいるものであるが、これらの経緯に酌むべき余地はなく、動機も安易で短絡的というほかない」。

しかしながら、証拠隠滅(6件/26枚)については「分析を実施してこれに基づいて鑑定結果を導いており、鑑定結果自体を歪めたとは認められない。また、偽造にかかる証拠も、鑑定記録等として科捜研内部に提出・保管されたにとどまる」。

鑑定偽造については、「公印借り出し」により作成した書面は「内部手続的書面の偽造・行使にとどまるものではある」。

求刑は「懲役2年」である⁹⁾。

(6) 弁論要旨

第1事案については、「基本的な検査分析はすべてきちんと行なっている」。また、「検査結果自体の変わるような流用ではない」ので、鑑定書の結論に問題はない。

第2事案については、「分析結果自体を偽造したような流用ではない」。また、捜査あるいは刑事司法への影響はない。

事件の背景として、科捜研組織内で「被告人に対してだけ特別の扱いをしており」そのことによって「追い詰め」られて、犯行に至ったという同情すべき側面もある。

本来なら、微罪処分が相当である事案にもかかわらず、自ら辞職しており、社会的制裁も受けている。執行猶予が相当と主張した。

(7) 第2回公判記録(2013(平成25)年6月13日)

2013(平成25)年6月13日の判決公判では、懲役2年執行猶予4年の有罪判決が言い渡された。弁護人は即日、検察官は翌日、上訴権を放棄したため、上記の判決は、同6月14日に確定した。

「証拠等関係カード」(資料4)記載の証拠は、検察官請求証拠は「甲号証」が1～53号、「乙号証」が1～10号である。弁護人請求証拠は1～5号と情状証人として被告人Nの妻の証人尋問調書と被告人質問である。

4 第2回閲覧の結果

第2回閲覧は、検察官請求の乙号証と弁護人提出証拠を中心に閲覧した。乙号証の1～10号は、下記の内容である。

(1) 身上経歴(乙1号(員)24.8.19 身上経歴)

1985（昭和60）年3月大学卒業後、同年5月1日和歌山県警採用・科捜研化学分野研究職に就任した。2001（平成13）年、科学警察研究所・法科学研究所研究科課程入学し、1年間「神経ガス研究」について研修した。

2002（平成14）年10月から2009年3月まで神戸学院大学博士課程に在籍し2010年3月から、和歌山大学大学院システム工学研究科博士課程に入学して学位取得を目指した。神戸学院大学院には学位取得の目的で入学したが、指導教授が2004年に退職したため、勉学は頓挫した。研究テーマは「催涙剤成分カプサイシンの研究」であった。「学位を持つことによって、名誉、箔がつき公判出廷を求められた際に、博士号という学位を取得していれば、法曹会から信用性がより高まると考えたからです」（3頁）と供述している。

科捜研の化学係では、毒劇物、麻薬、覚せい剤、酒類、塗料、塗膜、火薬類、公害などの化学鑑定を担当していた。1989年主任、1993年係長、1999年主任研究員（警部相当職）に順調に昇進した。2012年7月5日事件発覚して休職し、同年8月13日辞表提出したが、保留された。公判中は、適応障害で入院していた。

なお、マラソン3時間15分のタイムを持つ。

（2）犯行に至る経緯（乙2号（検）24.12.27犯行に至る経緯）

被告人は、事実については認めているが、原因や背景について、聞いてもらいたいことがあるとしてノートを持参している。

検面調書に添付されたノートには「検察に対して話すべき事」が書かれており、その目的として「精神的に一杯一杯の中でやってしまったことをわかってもらいたいのです」と述べている。その具体的内容は、【資料5】Nのノート「検察官に対して話すべきこと」に再録した。

（3）犯行状況等（乙3～9号証「犯行状況等」）

〔乙3号（検）（19丁）25.1.30〕は、起案文書、鑑定書、鑑定嘱託書原本の決裁過程について説明している。

Nは、2008（平成20）年5月6日に起案した。同日、化学係主任に供覧し、副所長に決裁を求め、翌7日に所長の決裁が下り、「研究第746号平成22年5月7日」として回答されている。

添付された「フーリエ変換赤外分光光度計の分析データ・チャート図」については、主任から「波形が汚いのでやり直せ」との指示があった。残っていた検査資料の量が少なかったため、再検査してもきれいなチャート図は得られなかったため、過去の別データを流用した。また、年度の誤記が2箇所あることも指摘された。

鑑定書綴（起案文書、鑑定書写し、鑑定嘱託書原本）に鑑定結果を付したものが決裁資料となっている。「後に鑑定内容に争いが生じたときに鑑定の内容の正当性を証明するためには、鑑定の結果を導くために使ったチャート図等が必要」（6～7頁）であるため、これらは科捜研に保管されている。

なお、分析装置は、「フーリエ変換赤外分光分析（装置：サーモフィッシャーサイモンティフィック製 NICOLET6700+Continuum）」と「X線分析（走査電子顕微鏡：日本電子製 JSM6610/ エックスジャパン製 Neptune）」である。

〔乙4号（検）（16丁）25.1.30〕では、資料(1)の「灰色を黒色」と誤記、資料(2)の「紺色を紫色」と誤記したことが供述されている。鑑定内容については、顕微鏡写真だけで十分なので判断可能と考えた。フーリエ変換赤外分光分析については、不安があったので「していないかもしれない」と供述している。

〔乙5号（検）（15丁）25.1.30〕では、フーリエ変換赤外分光分析が苦手だったこともあり、「念のため」分析をしていたに過ぎない、と供述している。

〔乙6号（検）（17丁）25.2.8〕では、殺人事件の鑑定で「波形が汚い」ことを指摘された。本物の鑑定資料について分析は実施しているので、「波形のきれいなデータを流用していた」と供述している。

〔乙7号（検）（15丁）25.2.8〕では、「特に黒っぽい資料ではきれいな波形が出にくい」と供述している。

〔乙8号（検）25.2.22〕と〔乙9号（検）25.2.26〕では「Y副所長からパワーハラスメントを受けいていると考えており、精神的に一杯一杯となっていた」こと、微物鑑定は「少しややこしい鑑定」であると供述している。その理由として「微物の鑑定では、日常的にやっている簡単な鑑定とは異なり、ごく微量の資料には種々の方法により分析してその異同を識別する必要があります」と述べ、「（結果を）文章に表すときも、日常的にはやっている簡単な鑑定とは異なり、表現にきまりもなく、鑑定毎わかりやすいように工夫する必要があります」と供述している。また、所長と副所長から、評価を変更するように指摘されたこともあるという。

（4）身上（乙10号（戸）25.3.28和歌山市長）

戸籍に関する公文書である。

二 和歌山カレー毒物混入事件への主任研究員の関与

前述のように、和歌山県警は、記者会見において、N主任研究員の「和歌山カレー毒物混入事件」への関与を否定していた。しかし、それは虚偽であった。第一審和歌山地裁第1審和歌山地裁（事件番号：平成10年（わ）第465号・平成10年（わ）第500号・平成10年（わ）第532号・平成10年（わ）第580号、殺人、殺人未遂、詐欺被告事件）の公判記録から、Nは少なくとも5回、この事件の捜査に関与している。

（1）和歌山カレー事件の公判記録

1）第24回公判・U（和歌山科捜研）証人調書（2、23、29、30、31、61頁）

記号エ「青色紙コップ」（カレー鍋に毒物を混入したとされる紙コップ）のシアン検査（当初和歌山科捜研は、「シアン（青酸）化合物」が凶器であるとして、科学警察研究所に確認のための再検査を依頼していた。しかし、後に凶器は「亜ヒ酸（砒素）」であることが明らかになった。）は、NG、Y、被告人、Uの4名で行っている。

事件は1998（平成10）年7月25日に発生し、同年8月2日から4日（22頁）、および同月6日（29頁）の科捜研のシアンの予備検査に被告人が関与している。

林宅の台所で発見された「プラスチック製小物入れ」を1998年12月1日に科警研から科捜研に搬送し、その後、捜査一課の加門警部がSPring8に持ち込んで、中井泉教授（東京理科大）らが蛍光X線分析を行っている（60頁）。

2）第26回公判・K（和歌山県警捜査1課）証人調書（43頁）

被告人は、林宅の台所で発見された「プラスチック製小物入れ」を1998年12月1日に科警研から科捜研に搬送している（43頁）。

3）第26回公判・Y（和歌山科捜研）証人調書（2、25、27、33頁）

1998年12月1日午後7時頃、被告人がチャック付きビニール袋に入れられた小物入れと「既食分のカレー（夏祭り会場にあったカレーの鍋の中で、ほとんど食べられていたカレーから採取したカレー）」

を科警研から科捜研に持ち帰っている。

4) 第29回公判・NG（和歌山科捜研）証人調書（1、36頁）

甲1151号領置調書（YE からの領置物）の鑑定資料(5)(6)を2000年12月1日に被告人が科警研から科捜研に搬入された（33頁以下）。

5) 第30回公判・NG 証人調書（17、18、19、47、70頁）

甲1167号鑑定嘱託の鑑定資料(2)～(6)は、1998（平成10）年10月20日に NG が分取し、同月21日に科警研に搬入した（16頁以下）。

1998年10月21日に科警研へ甲50号嘱託鑑定の12点の資料は、同日科捜研の被告人が搬送した（46頁以下）。

甲1289号「検査嘱託書」別紙1記載の資料13点を1999（平成11）年5月10日に被告人が科捜研に搬入した。その後、中井教授は、同資料から分取して鑑定を行っている（69頁以下）。

6) 第31回公判・NG 証人調書（19、58、129頁）

1999年5月の甲1289号「検査嘱託書」別紙1記載の資料13点を被告人が分取した（128頁以下）。

7) 第38回公判・F 証人調書（4、5、17、20頁）

1998年8月の甲1172号鑑定嘱託「記号エの紙コップ1個と記号オの紙コップ2個のだ液付着と血液型」の鑑定資料の合計3個の紙コップを被告人が搬送し、鑑定事項について説明した。

(2) 科捜研の「大失態」と被告人の奮起

以上5人の証人の公判調書に7回、被告人の名前が出てきている。(1)は、科捜研の初歩的ミスで毒物の種類を間違え、治療にも影響を与えた和歌山県警科捜研の大失態に被告人も関与していた。その他は、試料の分取や搬送であるが、極めて重大な証拠の処理を行っている。

Nは、「平成10年のカレー毒物混入事件を受けて、退学、科警研他府県等から鑑定技術レベルに対する批判を受け続け、このままだと和歌山科捜研としてはだめなままで全体的なレベルアップを図る必要があると思う中、研究活動を通じてアピールしていくことを決意し、頑張り始めた」（被告人ノート）。

その具体的な行動が、2001年の科学警察研究所・法科学研究所研究科課程で研修、2002年の神戸学院大学博士課程入学、そして、2010年3月の和歌山大学大学院システム工学研究科博士課程入学から学位取得に至る一連の研究活動であった。

(3) 小括

以上のように、第一審和歌山地裁公判記録からは、1998年8月のシアン検査、同年8月の唾液検査のためのコップの科捜研から科警研への搬送、同年10月の中井鑑定試料の分取と科警研への搬入、12月の科警研から科捜研への「プラスチック製小物入れ」の搬入、1999年5月の資料の分取と科警研への搬送などに関与している。

とりわけ、1998年8年の初動捜査の段階で、予備検査を怠ったため凶器の毒物をシアン化合物を誤認し、捜査に混乱を招いたという化学鑑定に関与していたことは重要である。和歌山県警は、この事実を隠蔽した。

このような捜査の適正を検証するため、とりわけ、科学捜査を検証するためには、再現可能性が重要であり、初動捜査の記録や資料が保管・保存されていることが不可欠である。

三 「軽微」刑事確定訴訟記録の保存

(1) 刑事確定訴訟記録等における保管・保存期間

『刑事確定訴訟記録法』(昭和62年法律第64号：[改正]令和4年法律第68号)は、訴訟記録の保管について、「刑事被告事件に係る訴訟記録(省略)は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官(以下「保管検察官」という。)が保管するものとする」(第2条1項)と定め、「保管検察官が保管する記録(以下「保管記録」という。)の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる」(同条第2項)と定める¹⁰⁾。

上記の「別表(第2条関係)」は、裁判書と裁判書以外の保管記録に別れており、前者については、(1)死刑・無期事件は100年、(2)有期の懲役・禁錮は50年、(3)罰金・拘留・科料は20年、(4)無罪・免訴・公訴棄却・管轄違いの確定判決は、それぞれ死刑・無期15年、有期懲役・禁錮5年、罰金・拘留・科料3年である。控訴・上告に関する確定裁判については上記の(1)ないし(4)と同じ期間、その他の裁判書については法務省令の定める期間とされる。

裁判書以外の保管記録については、(1)死刑・無期事件は50年、(2)20年を超える有期の懲役・禁錮は30年、(3)10年以上20年未満の有期の懲役・禁錮は20年、(4)5年以上10年未満の有期の懲役・禁錮は10年、(5)刑の一部執行猶予は8年、(6)5年未満の懲役・禁錮(一部執行猶予を除く。)は5年、(6)罰金・拘留・科料は3年、(7)無罪・免訴・公訴棄却・管轄違いの確定判決は、それぞれ死刑・無期15年、有期懲役・禁錮5年、罰金・拘留・科料3年とされる。

(2) 本件の保管期間

本件は、懲役2年であるから、裁判書は有期なので50年、その他の保管記録は5年ということになる。

2013(平成25)年6月13日に懲役2年執行猶予4年の判決が言い渡され、弁護人は判決の当日、検察官は翌日、上訴権を放棄しているので、判決の確定は同年6月14日ということになる。裁判書は2063年6月13日まで、その他の記録は2018年6月13日までが保管期間ということになる。

筆者が閲覧したのは、2013年11月12日と同月25日であるから、判決確定の5か月後であった。したがって、本稿を執筆している2023年5月には保管記録期間経過しているので、本件記録は廃棄されている可能性が大きい。ただし、法定の保管期間経過後も、事実上、廃棄されていない可能性もある。

(3) 「軽微」な刑事確定訴訟記録の運命

このように5年未満の懲役・禁錮については5年を経過すると保管記録は廃棄される。

1) 宇都宮地検「尊属殺人違憲判決」記録

最高裁判所大法廷が、尊属殺人罪(刑法200条)の重罰規定が憲法14条の法の下での平等に反するとして違憲無効と判断した判決がある(最大判昭和48年4月4日刑集第27巻3号265頁)。最高裁が法律を違憲と判断した最初の判決である¹¹⁾。

この事件の第一審は宇都宮地方裁判所であった。地裁は、刑法200条を違憲とし、刑法199条の殺人罪を適用するとともに、過剰防衛が成立するとして刑の免除を言い渡した。検察官が控訴し、第二審の間教高等裁判所は刑法200条は合憲とした上で法律上の減軽および酌量減軽によって最も軽い懲役3年6月を言い渡した。ここで、3年以下の懲役刑にしか執行猶予を付すことができないので被告人には実刑を科さざるを得ない¹²⁾。弁護人は最高裁に上告した。事件は大法廷に回付され、従来の判例を変更するとともに200条を違憲として刑法199条を適用し、懲役2年6月、執行猶予3年の判決を言い渡した。

この事件の刑事確定訴訟記録は、宇都宮地方検察庁に保管されているはずである。しかし、保管期間は5年であることから、保管検察官が保管の延長を命じ¹³⁾、あるいは、法務大臣が刑事参考記録に指

定しなければ¹⁴⁾、保管記録は廃棄されることになる。仄聞するところでは、廃棄されてしまったという。

2) 医療刑務所看護師長暴行事件

1992年8月、北九州市の城野医療刑務所（当時）において同所の看護師長が在監中の男性受刑者（当時47歳）に暴行を加え、翌朝、受刑者が居室で死亡していたという事件である¹⁵⁾。事件は所長らによって隠蔽されたが、他の職員の告発により発覚し、看護師長は暴行罪で罰金刑となった。筆者は、この事件で初めて刑事確定訴訟記録を閲覧した。判決は罰金刑であったから、保管期間は3年である。したがって、職員の告發文¹⁶⁾や関係者による隠蔽の事実を示す記録は、すでに廃棄されている。

このように保管機関が「軽微」と判断した刑事確定訴訟記録はつぎつぎと、それも法令に遵って組織的に、粛々と廃棄されている。

むすびに代えて ～短期保存記録の永久保存に向けて～

それでは、これらの「捨てられていく刑事司法記録たち」をどう守っていくべきなのであろう。廃棄の理由とされるのは、検察庁の保管スペースの確保が困難であるということである。

そもそも、確定した裁判の記録を一方当事者である検察官の手に置くこと自体が奇異である。検察庁の本音は、自らの組織にとって都合の悪い、違法捜査や冤罪の証拠のような司法過誤の残滓を早く廃棄したいという気持ちもわからないではない。しかし、それでは、雪冤のための再審や刑事法に関する学術研究の発展の基盤が奪われることになる。

『刑事訴訟法』（昭和23年法律131号）の53条は「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない」（1項）と規定する。一般市民への公開が原則である。

ところが、記録法は、保管記録の閲覧について「保管検察官は、請求があったときは、保管記録（刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない」（4条1項本文）としながら、但書で例外事由を認めている（同項但書）¹⁷⁾。

現実的な解決方法として、現在の保管期間を維持するとすれば、廃棄する場合には、PDFなどの電磁的記録にして保存すればスペースも問題は解決する。重要なのは、刑事訴訟記録の公開と閲覧の制度制定の意義を再確認することである。

刑事訴訟法53条の刑事確定訴訟記録の閲覧制度は、戦後間もない1948年、民主化を進め、裁判の公正を確保するため、日本国憲法の国民の知る権利（24条）と裁判の公開制度（82条）の趣旨を具現化するため、裁判記録を公開することで、裁判の公正を期すために記録公開制度は生まれた。刑事裁判記録は誰のものか¹⁸⁾。裁判記録はすべて国民のものである。すべての市民が閲覧することで民主主義は実現されることを忘れてはならない¹⁹⁾。

【参考資料】

(資料1)「刑事確定訴訟記録の閲覧のお願い」

本日電話でご連絡させていただきましたように、学術研究の目的で下記の被告人の判決書および刑事確定訴訟記録のすべてを閲覧し、謄写をさせていただきたく、お願い申し上げます。

被告人(氏名) N

判決日 2013(平成25)年6月13日

裁判所 和歌山地方裁判所

理 由

わたくしは、文部科学省科学研究補助金「研究題目」を行っています。

現在、科学鑑定の方法論について調査研究をしています。その過程で、鑑定等の科学的知見を刑事司法で活用するに際しては、科学技術そのものへの信頼性のみならず、その試料等の採取・保存の確実性も重要であるとの指摘がありました。そこで、本件において、どのように「ねつ造」が可能になったのかなどを調査することが必要と考え、今回の閲覧・謄写の申し出に至った次第です。

学術研究の目的と趣旨をご理解いただき、速やかに対応いただきますようお願い申し上げます。

以上

*〔添付資料〕として、本件のニュース記事を添付した。

(資料2)「閲覧一部不許可通知書」

様式第11号(規程第13条、第14条)

平成25年10月28日

龍谷大学法科大学院教授 石塚伸一殿

和歌山地方検察庁

検察官 検事 金木秀文

平成25年10月1日請求の補完記録(再審保存記録)の閲覧については、下記1の部分は2の理由により許可しないこととしたので通知します。

記

1 不許可の部分

別紙のとおり

2 不許可の理由

- (1) 保存に支障がある。
- (2) 裁判所の事務に支障がある。
- (3) 検察庁の事務に支障がある。
- (4) ○刑事確定訴訟記録法第4条第2項第3、5号に当たる。
- (5) その他()

取扱人者印 ○

（別紙）

不許可部分

- 1 被告人を含む事件関係者の本籍、住居（裁判所からの送達書類の送達場所を含む。）、生年月日、自宅電話番号及び携帯電話番号。
なお、被告人の妻については、職業も含む。
- 2 被告人の身上・経歴等に関し、被告人の家族関係、資産関係、前科前歴関係、身体的特徴、和歌山県警察職員に採用されるまでの経歴等のプライバシーに関する部分。
ただし、和歌山県警察職員としての職務経歴・状況は除く。
- 3 被告人が鑑定書を作成した事件の事件関係者を特定するに足る事項である、氏名、住居、職業、生年月日、自動車車種名、自動車等の登録番号、通院医療機関名及び犯罪の場所（発見の場所を含み、事件名に引用されている場合を含む。）。
- 4 和歌山県警察本部の「刑事部科学捜査研究所事務分掌表」中、警察電話番号、内線番号、役職が専門研究員以下の氏名・現員数。
なお、警察電話番号（和歌山県警察の各警察署分を含む。）、役職が専門研究員以下の者の氏名・現員数については、保管記録全般に及び。
- 5 甲39号証（鑑定に関して作成された決裁書類に保管場所・保管状況等を内容とした捜査報告書）中、鑑定書綴等の保管場所に関する部分（図面及び写真を含む。但し、書庫等内の保管状況の写真は除く。）及び鑑定書綴等の目次を写した写真。
- 6 乙10号証（被告人の全部事項証明書：戸籍関係）全て。
- 7 弁1～3号証（被告人に対する懲戒処分書、人事異動通知書各写し）全て。

なお、同書証の証拠等関係カードに立証趣旨及び弁論要旨中の懲戒部分の記載を含む。

（資料3）「起訴状記載のフーリエ変換赤外分光光度計による鑑定」

- 1 平成22年5月6日（3枚）
平成22年4月1日付 御坊警察署長囑託（御鑑第52号）
- 2 平成22年9月2日（4枚）
平成22年8月25日付 東警察署長囑託（東鑑第347号）
- 3 平成23年2月15日（2枚）
平成23年5月12日付 湯浅警察署長囑託（湯鑑第6号）
- 4 平成23年10月20日（5枚、4枚）
平成23年10月11日付 東警察署長囑託（東鑑第516号）
- 5 平成23年11月17日（3枚、4枚）
平成23年11月15日付 湯浅警察署長囑託（湯鑑第88号）
- 6 平成24年1月3日（2枚）、平成24年1月11日（2枚）
平成23年12月22日付 西警察署長囑託（西鑑第584号）
（郵便送達報告書）NT（和歌山南郵便局）

(資料4)「証拠等関係カード」

1 検察官請求証拠

(1)甲号証(1～53号)

1～6号(報) 24.7.5/24.7.10/24.7.17/24.7.13/24.8.2/24.8.5

「捜査の端緒及び捜査経緯等」

7号(報) 24. 7.31 「測定器の形状等」

8号(報) 24. 7.26 「PC内ファイルの内容等」

9号(報) 24. 7.10 「鑑定結果等写しの内容等」

10号(報) 24. 8. 5 「決裁資料とPCファイル内容との比較対照結果等」

11号(報) 24. 8. 4 「PCファイルの内容等」

12号(報) 24. 7.10 「鑑定結果写しの内容等」

13号(報) 24. 8. 5 「決裁資料とPCファイル内容との比較対照結果等」

14号(報) 24. 7.26 「決裁資料とPCファイル内容との比較対照結果等」

15号(報) 24. 7.10 「鑑定結果写しの内容等」

16号(報) 24. 7.10 「鑑定結果写しの内容等」

17号(報) 24. 8. 5 「決裁資料とPCファイル内容との比較対照結果等」

18号(報) 24. 7.26 「PCファイルの内容等」

19号(報) 24. 7.10 「鑑定結果写しの内容等」

20号(報) 24. 8. 5 「決裁資料とPCファイル内容との比較対照結果等」

21号(報) 24. 7.26 「PCファイルの内容等」

22号(報) 24. 7.10 「鑑定結果写しの内容等」

23号(報) 24. 8. 5 「決裁資料とPCファイル内容との比較対照結果等」

24号(報) 24. 7.13 「PCファイルの内容等」

25号(報) 24. 7.10 「鑑定結果写しの内容等」

26号(報) 24. 8. 5 「決裁資料とPCファイル内容との比較対照結果等」

27号(報) 24. 8. 4 「同一写真データの流用状況等」

28号(報) 24. 7.20 「捜査の端緒及び捜査経緯等」

29号(報) 24. 8.24 「捜査の端緒及び捜査経緯等」

30号(報) 24. 7.20 「偽造文書の内容等」

31号(報) 24. 7.20 「鑑定結果控えの内容等」

32号(報) 24. 7.31 「偽造文書に押捺された公印の形状等」

33号(囑託) 24. 7.11 「公印の同一性」

34号(鑑) 24. 8.10 「鑑定書」

35号(報) 24. 7.16 「身分及び職務権限」

36号(報) 24. 8.30 「和歌山警察における公文書の決裁に関する規程の内容」

(資料1～3)

〔決裁関係〕

○和歌山県警察処務規程第3条

○和歌山県警察公文書管理規程第7条第1項

〔鑑定関係〕

○鑑識科学資料取扱要領の判定について(例規)

第3条鑑定の手続

第4条鑑定書

〔施行文書に押印する公印に関する規程〕

○和歌山県警察公印規程第5条・第6条

- 37号（報）24.10.24 「和歌山警察における専決規程の内容」
- 38号（報）24.10.24 「鑑定記録等の管理要領の内容」
- 39号（報）24.10.27 「鑑定に関する決裁書類の保管状況」
- 40号（報）24. 9.21 「犯行当時の科捜研内の事務分掌」
- 41号（報）24. 7.17 「犯行当時の科捜研内の事務分掌」
- 42号（員）24. 8.30 「被告人の勤務状況等」
- 43号（員）24. 8.31 「被告人の勤務状況等」
- 44号（員）（4丁）24. 9. 3 「公印の保管状況等」
- 45号（員）（6丁）24. 9. 3 「科学捜査研究所における決裁状況等」
- 46号（員）（6丁）24. 9. 3 「科捜研における決裁状況等」（Y）
- 47号（員）（7丁）24. 9. 3 「被告人の勤務状況等」（U）
- 48号（員）（7丁）24. 9. 3 「フーリエ変換赤外分光光度計の使用法」（U）
- 49号（員）（22丁）24. 9. 3 「被告人の証拠隠滅方法等」（U）
- 50号（員）24. 7. 5 「犯行現場の名称及び所在地等」（E）
- 51号（報）25. 3.26 「犯行現場の名称及び所在地等」（S）
- 52号（報）24. 8.26 「本件犯行による影響」（NI）
- 53号（報）25. 2.28 「本件犯行に係る鑑定がされた事件の処分結果等」

(2) 乙号証（1～10号）

- 1号（員）24. 8.19 「身上経歴」
- 2号（検）24.12.27 「犯行に至経緯」
- 3号（検）（19丁）25. 1.30 「犯行状況等」
- 4号（検）（16丁）25. 1.30 「犯行状況等」
- 5号（検）（15丁）25. 1.30 「犯行状況等」
- 6号（検）（17丁）25. 2. 8 「犯行状況等」
- 7号（検）（15丁）25. 2. 8 「犯行状況等」
- 8号（検）25. 2.22 「犯行状況等」
- 9号（検）25. 2.26 「犯行状況等」
- 10号（戸）25. 3.28 「身上（和歌山市長）」

(3) 弁護人請求証拠（1～5）

- 1 懲戒処分書24.12.17（和歌山件警察本部長 U）
- 2 人事異動通知書24.12.17（和歌山件警察本部長 U）
- 3 人事異動通知書24.12.17（和歌山件警察本部長 U）
- 4 報告書25.5.8 弁護人作成「被告人がこれまで研究等に励んでいた事実等」
- 5 証人 在廷 今後の指導支援等（NT）

(4) 公判調書

（被）被告人質問調書

〔証人尋問調書〕 Nの妻

(資料5) 被告人のノート「検察官に対して話すべきこと」

今回自分自身が行った事に対する謝罪と反省

採用されて（昭和60年から）約27年と2ヶ月ですが、従来は真面目に一生懸命やってきました。何故、今回このような事態に至ってしまったのか、あらいざらい聞いていただきたいと思います。

科学捜査研究所に昭和60年に採用されて以来、人事異動のない（少ない）閉鎖的な職場で勤務してきた環境の下で、採用時、NG、NH、Yの3名だった。NHに対するNGのいじめやいやがらせを見てきました。化学の人間関係が良くない状況を見て育ってきました。平成5年NHが自分の希望により職場（科捜研）から鑑識へ異動となり、Uが入ってきました。NGのUへのかわいがりは相当なものでした。

平成10年のカレー毒物混入事件を受けて、科警研他府県等から鑑定技術レベルに対する批判を受け続け、このままだと和歌山科捜研としてはだめなままで全体的なレベルアップを図る必要があると思う中、研究活動を通じてアピールしていくことを決意し、頑張り始めた。

化学係内では、うっとおしく思われ、浮いた状態として他の者（NGなど）からは理解されず、でも誰かがやらんといけないという使命感の中、孤軍奮闘しました。（以上1頁）

科学捜査研究所の意味のない→単なる科学捜査検査所、科警研から学位取得に向けた積極的な取り組み指示があってもそのまま。

法科研での研究科研修は、他府県ではすでに2世代下のものが研究に取組んでいる。後輩の手本になる意味もあり引き続き頑張る。

しかしながら、課内から全く理解されず、関係が悪化。平成20年にNGが退職して、Yに対してUが良いようには思っていない、Uとの関係は良好に進んでいたが、Yが副所長になったとたん、手のひらを返したように決裁を上げたら、2人がこそこそ見て何か相談。

Uに決裁を見てもらうというが、UではNに見てもらえとは言えない。言いやすい、反論しないわりには強く言う。人によって対応が違う。言った人は、そんなつもりはなくても、言われた方のとらえ方がちがう。いじめと一緒！

化学の長だから責任をもってほしいんよ！と言いつつも、やってる事は日々人をばかにした態度ばかり。（以上2頁）

5月連休明けに放射線物質に関する調査ELが発覚した時から我が家は時計の針が止まっています。どこにも余り言っていなかったが、後で聞いた話ですが、所長は私に見おとした事の後始末させてるつもりでいてくれたようでしたが、Yは私以外の3人に休日出勤を命じて後しまつしていたようです。

仕事でも、仲間に入れてもらえず、後輩にミスを尻ぬぐいさせてる気持ちをどう思いますか？

科研の中には私を責めずにハチにされた私がいました。この間に公印を勝手についていたは！でも私は悪いと思いますが！何もかもいっぱいいっぱいになってやってしまった事と思います。

今回の事が発覚して、精神はしんどくて眠れずに心療内科へ行行って「適応障害」と診断されました。病気のせいで、罪を逃れるつもりはないし、やった事の責任はとらないと思いますが、少なからず病気も影響していたと思います。

「適応障害」というそんな都合の良い病気があるかと捜査の人は言って私や私の妻の調書には思っていることを入れてくれなかったが、どう考えても原因の一つになっていたと思います。もっと適応障害って病気を理解してほしいと思います。

注

1)「和歌山県警科捜研主任研究員が書類捏造 毒物カレー事件捜査に波及する可能性ないのか」J-Castのニュース 2013年05月09日20時26分配信 <https://www.j-cast.com/2013/05/09174762.html?p=all>

- 2) 「和歌山、科捜研職員が証拠捏造か 過去の事件の資料流用の疑い」2012年 8月16日（共同通信）配信
- 3) 「この元主任研究員の勤務歴は25年以上に及び、4人が死亡した1998年の毒物カレー事件捜査にも関わっていた。不正は長期間にわたって行われた模様だ。カレー事件での不正は行われていないとされる」註1参照。
- 4) 同法の施行にともない、その実施に関する細則を定めた『刑事確定訴訟記録法施行規則』（昭和62年法務省令第41号）（以下「規則」という。）および『記録事務規程』（昭和62年法務省刑総訓第1018号大臣訓令）（以下「規程」という。）が制定された。その後、検察総合情報管理システムの導入にともない、「法務省刑総訓第6号法務大臣訓令」によって『記録事務規程』（昭和62年法務省刑総訓第1018号大臣訓令）の全部が改正され、2013（平成25）年4月1日から施行された（「法務省刑総第409号（例規）」（平成25年3月19日）。なお、直近では、2019（令和元）年6月28日『法務省刑総訓第6号』によって旧規程に更なる改訂が行われ、同年7月1日から施行されている。なお、下記のサイトにおいて「記録事務規定書式例」を参照することができる。
<https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2019/08/250319-記録事務規程書式例目次及び様式.pdf>
- 5) 刑事確定訴訟記録閲覧のノウハウについては、下記の文献などを参照。
- 6) 地方検察庁の刑事確定訴訟記録担当は令状係の隣、決着者は次席検事であることが多い。まずは、直接対面する担当事務官と仲良くしておくことが肝要である。例えて言えば「米の炊き方」と似通っていて、「始めちょろちょろ中ぱっぱ、赤子泣いても蓋（ふた）とるな」である。
- 7) 学術研究の目的で閲覧する大学教員であることの証憑として、個人研究費（公費）による出張の申請をし、その報告書も提出しておいた。
- 8) 確定記録の閲覧には150円を収入印紙によって納入する必要がある。参考記録は無料である。
- 9) 検察官は、公判や裁判に影響はなかったことを理由に被告人に対して懲役2年を求刑しているが、有印公文書の偽造という公の信頼を揺るがしかねない事案であるにもかかわらず、被告人にとって同情的であると感じた。
- 10) なお、同条3項は「保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる」と定めている。しかし、保管検察官が、自ら進んで期間延長を決めることは極めて稀である。なお、家庭裁判所の少年記録については処理が全く異なる。
- 11) 事件は、1968年に栃木県で女性（当時29歳）が長年の性的暴行に耐えかねて実父（53歳）を殺害した尊属殺人事件であった。なお、最高裁判決と同日、秋田地裁の尊属殺人未遂事件および奈良地裁の養父殺人事件についても殺人罪が適用され、それぞれ懲役3年執行猶予3年および懲役2年6月の実刑判決が言い渡されている。
- 12) 刑法25条2項は、一定の要件を満たし、「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる」としている。
- 13) 記録法2条3項は「保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる」としている。
- 14) 記録法9条1項は「法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする」としている。法務省は「刑事参考記録一覧（R4.12.31現在）」を発表している。一覧を見る限りこれらの事件については参考記録には指定されていない。下記のサイトを参照
<https://www.moj.go.jp/content/001310989.pdf>
- 15) 拙著『刑事政策のパラダイム転換』（現代人文社、1996年）149～159頁参照。
- 16) 事件発生から30年以上が経過しており、プライバシーへの配慮もした上で、告発文を拙稿「御用学者と政府外研究者～非御用学者のススめ～」(『矯正講座』第41号、2023年) 29～44頁で記録の一部を公開した。閲覧記録の発表については、保管者の付度で制限するのではなく、諸般の事情を考慮の上、閲覧者の責任で公表するべきと考える。
- 17) 記録法第4条1項は、裁判書を除く保管記録の閲覧禁止自由を広範に認めている。
 - 一 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。
 - 二 保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき。
 - 三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。
 - 四 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。
 - 五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。
 - 六 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。

なお、同項但書きで「訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない」とするが、これは原則と例外を転倒させるものになっている。
- 18) 福島至「刑事裁判記録は誰のものか」（視点・論点）NHK2018年04月04日（水）<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/293437.html> は、その具体化のためには、刑事参考記録への指定が急務であり、最終的には国

立公文書館に移管し、末長く国民共有の知的資源として生かしていくことが必要だと主張する。

- 19) 日本弁護士連合会は、2020年（令和2年）9月10日、「刑事確定訴訟記録の保管、保存及び閲覧等に関する法改正及び運用改善に関する意見書」を発表している。

https://www.nichibenren.or.jp/var/rev/0/0002/9023/opinion_200910.pdf